

氏名	滝澤 聡子
学位の専攻分野の名称	博士（歴史学）
学位記番号	甲文第144号（文部科学省への報告番号甲第504号）
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位授与年月日	2014年3月1日
学位論文題目	近世フランス貴族の女性相続人 —貴族家系の継承における女性の役割—
論文審査委員	（主査） 教授 阿河 雄二郎 （副査） 教授 中谷 功治 林田 伸一（成城大学教授）

論文内容の要旨

本論文は、近世フランスにおける貴族研究の一環として、貴族の家督の継承や財産の相続、さらに結婚のありように着目し、「貴族の相続」という伝統的な男系長子相続がおこなわれるなかで、どのように貴族の家系が安定的・持続的に継承されていったかを具体的に考察したものである。

この点で、女性史に関心を抱く滝澤氏が考察対象としたのは、貴族家系内で相続する男性がいなくなった場合、つまり、女性（＝女性相続人）しか残されていない場合である。というのも、その当時の厳しい人口動態を反映して、貴族家系においても血のつながる男性で家系が受け継がれるには相当なリスクがあり、女性を介した継承というもうひとつの手段が不可欠だったからである。本論文は、貴族の継承の問題を、女性相続人を介して検討することにより、単に相続や結婚の実態だけでなく、貴族家系の根底にある家門意識を明らかにしようとした。

本論文は2部・6章の構成になっている。第1部「近世フランス貴族の相続と継承の基本的類型」では、基本的に貴族の相続と継承の問題が取り上げられ、第2部「近世フランスにおける《女性相続人》」では、具体的に女性相続人を媒介とした結婚の諸問題が検討されている。

第1章では、シャンパーニュ地方の有力な貴族であるメグリニ家を対象に「貴族の相続」が数世代にわたって実践され、地位や財産が同じメグリニ家内で継承されているさまが明らかにされる。同族婚の典型である。世代とともにメグリニ家の拠点はパリとシャンパーニュに分散するが、それでも本家と分家が家門意識を共有したところに家系が長続きする要因があったのである。なおメグリニ家の継承においても、女性相続人という形が何度か生じた。

第2章は、貴族家系で男性の相続人がない場合にどのように対処したかを考察したもので、成文法地域で実践されていた「代襲相続」が、女性相続人の家系によって最大限に利用されたことが検証されている。その際、女性からみでの「降嫁婚」が多いこと、貴族家系においては所領、官職などの実質財もさることながら、家名や家紋といった象徴財の継承も重要視されており、後者を次世代に伝えることで（女性側の）家門が維持されたとの認識がなされたことが浮き彫りにされた。

第3章は、前述した象徴財である家名と家紋が、のちの世代にどのように受け継がれたかの基本ルールを概観したもので、紋章に用いられる図柄や、分割紋などの意味が詳しく説明されている。本章は象徴財についての解説という意味合いが強いが、従来あまり顧慮されなかった象徴財の問題が正面から照射されたこと

は、日仏の歴史研究にとって貴重な貢献といえる。

論文の後半に入って、第4章は「誘拐婚」という事例を取り上げている。そこでは、自由意思による結婚を尊重するカトリック教会側と、貴族の世俗的な利害に配慮し、両親の同意を結婚の条件とする王権側の対抗の図式が明示される。そうした状況下、誘拐婚は貴族の世界には受け入れがたいと思われるが、「誘拐婚には貴族の結婚戦略における攻撃と防御の両側面が集約されている」と指摘し、誘拐婚も貴族家系の存続面で利用された可能性を示唆している。誘拐婚は奥行き深い問題であるだけに、多面的に検討する必要がある。

第5章は、スダン公国の当主であるシャルロット・ド・ラ・マルクの遺言書の分析を通じて、女性相続人の結婚をめぐる問題を焙り出した論考である。ここからは、一方では、フランスの大貴族が女性相続人の家産の取り込みをはかろうと蠢くさまが、もう一方では、当時の宗教戦争を背景にカトリックとプロテスタントのどちらを受け入れるかの政争があり、シャルロットの結婚が大きな政治問題を孕んでいたことが明らかにされる。もっとも、ここでも、女性相続人の側では、家名など象徴財の継承による家系存続の意識が最優先されていたことが確認されるのである。

第6章は、これまでの議論をまとめようとして、史料に出てくるかぎりの女性相続人を取り上げ、さまざまな角度から分類・検討したものである。その結果として、16世紀中葉以降、相続人同士の「混成型相続」と、降嫁婚の増加が認められるが、その背景に象徴財に対する価値観の変化を読み取ろうとしている。とはいえ、このあたりは仮説にとどまり、女性相続人の実態をより鋭く抉る実証研究が望まれるところである。

本論文を締めくくる「終章」では、「貴族の相続」を実践するフランス貴族が消滅の危機にあったこと、そのなかでの女性相続人の相続や結婚の分析を通じて、象徴財の重視など貴族の家系意識の存続にかけるマンタリテが改めて強調される。6章の分析をもとに、女性相続人の側からは、身分違い婚である「降嫁婚」や「代襲相続」が推進されたとされる。注目すべきは、女性相続人側と夫側が家産を持ち寄り「混成型相続」の増加である。これは妻側からもたらされる実質財をもとに、夫側の家系の正統性が確保される仕組みであり、双方の協力により新しい家系を創出するということである。この仮説の証明が今後の課題となるだろう。

論文審査結果の要旨

本論文は、近世フランスの貴族社会における家系や財産の継承、貴族の結婚の問題を「女性相続人」に焦点をあて、多面的に論じたもので、研究史においても新しい視点を提示し、貴族の家系意識とその変化を明らかにすることに成功している。本論文は学術的に優れた問題意識と内容を有し、博士学位論文としてふさわしい論考と評価できる。以下、本論文がとくに評価に値する点を列挙するとともに、若干の問題点にも触れ、今後の研究の発展に期待したい。

本論文で注目すべき第一の点は、貴族史研究でほとんど対象とならなかった貴族の女性、とりわけ女性相続人を取り上げて、貴族の実態やマンタリテに迫ろうとしたことである。この点では、近年のフランス史学界でも、当該期の貴族にかなりの入れ替わりがあったこと、また、貴族の最大の関心事が家系と財産の維持・継承にあったことが知られるようになったばかりで、本論文は、こうした研究動向と重なり、きわめて時宜をえたものとなっている。

第二に注目されるのは、フランスでも貴族に関する史料へのアクセスがむずかしいなかで、家系書、結婚契約書、遺言書といった手稿史料をパリの国立公文書館や国立図書館をはじめ、フランス各地の文書館で渉猟し、それらの読解をもとに分析したことである。アンジェ大学で3年弱にわたって研鑽に努めた点も大きい。その成果は、第1章のメグリニ家という貴族の家系図を約300年にわたって復元したこと、第3章の貴族家系に伝わる家名や家紋といった「象徴財」を分析したこと、第5章の女性相続人シャルロット・ド・ラ・マルクの遺言書の読解、その遺言書の背景を抉り出したことに現れている。一次史料に基づく解釈には、信

憑性や説得力がある。

第三に指摘したいのは、本論文の内容である。当時の厳しい人口動態のもとで、貴族が「貴族の相続」という男系長子相続の慣行によって継承されるには大きな限界があったと想定されるが、その問題を直接扱った先行研究はほとんどなかった。この点で、本論文は、貴族の「家系再生産」「結婚戦略」をキーワードに女性相続人に絞って分析し、代襲相続、降嫁婚など家系継承のメカニズムを明らかにした。その結果、貴族の継承は、女性を媒介とする柔軟で弾力的な仕組みが担保されており、存外スムーズに機能したことが判明した。

本論文によれば、そうした手段を可能にした背景に、女性相続人の側が所領や官職などの「実質財」の継承に必ずしもこだわらず、むしろ家名や家紋などの「象徴財」を重視したことがある。換言すれば、当時の貴族は「象徴財」の存続に家系存続の意義を見出していたのであり、それを論じた第3章は、フランスでも十分に組み込まれたテーマでなかっただけに斬新で、研究史上に一定の貢献をなしたといえる。「女性相続人」の類型化を目指した第6章では、およそ16世紀中葉を境に夫と妻の財産を持ち寄る「混成型相続」が見られるようになり、その際、「実質財」に関心が向けられ、「象徴財」の意義が相対的に薄れていくと論じられている。これは、おそらく貴族社会の変容の兆候を示唆したもので、まだ仮説の段階にとどまるとはいえ、興味深い論点である。

もっとも、本論文にはいくつかの問題点があることも指摘しなければならない。それによって、本論文の価値が失われるわけではないが、今後の研究のなかで精緻に検証することが望まれる。

そのひとつは、本論文は15-17世紀の貴族を対象としているが、当該期の貴族が基本的にどのような状況にあったかについて十分に言及されていないことである。また、考察の対象は大貴族層が中心で、地域的にもブルターニュなどに偏っていて、中小の貴族、法服貴族、地方の貴族などの実態をも反映しているのかとの疑念が残った。このあたりは公開発表会でも指摘された点で、新しい史料の発掘をもとに、より重厚な研究が求められる。

次に、本論文の主たるテーマは、女性相続人の実態をヴィヴィッドに描き出すことにあったはずだが、それを正面から扱った箇所は第5章と第6章にとどまり、ややもの足りない感じを否めない。前述したように、第6章では16世紀後半から「混成型相続」が頻出し、降嫁婚の増加が顕著との結論が導かれているが、そうした現象がなぜ起こったかが十分に論じられていない。史料的な制約があったと思われるが、16-17世紀に貴族階層は大きく変容したと考えられるだけに、その仮説を実証的に裏づける作業が必要である。

本論文の問題意識には、貴族の女性を社会のなかでポジティブに位置づけようとする意図があった。「貴族の女性史」である。その目標が十分に達成されたとはいいがたいが、とはいえ、貴族女性の役割が再評価されつつある研究の現況に鑑みて、女性史研究の第一歩となることが期待される。

以上、本論文審査委員3名は、論文を慎重に審査し、また2014年2月17日に実施した公開発表会、ならびに口頭試問の結果から判断して、滝澤聡子氏が博士（歴史学）の学位を授与されるにふさわしいとの結論に達しましたので、ここに報告いたします。